事務の合理化と経費削減、利用者の利便性向上を図るため、令和3年度から水道料金と下水道 この統合により、別々に発行していた納付書が1枚になることや、口座振替が「上下水道料」と また、農業集落排水処理施設等使用料については、当月請求しておりましたが、水道料金・下

■ 請求方法などの一覧表

			令和3年3月以前	令和3年4月	令和3年5月以降
水道使用水量など のお知らせの表示	水	道	使用料金・水量	使用料金・水量	使用料金・水量
	下	水			使用料金・排出量
	農	集			使用料金・人員
使用料の請求月	水	道	翌月	翌月	翌月
	下	水			翌月
	農	集	当月	なし※1	翌月
納付書	水	道	納付書	納付書	水道と、下水または
	下	水			農集を合わせた1枚
	農	集	納付書	なし※1	の納付書
口 座 振 替	水	道	引落し	引落し	水道と、下水または
	下	水			農集を合わせた額の
	農	集	引落し	なし※1	引落し

※ 1 農業集落排水処理施設等使用料については、当月請求から翌月請求への調整のため令和3年4月は 請求いたしません。令和3年3月使用分(3月請求)の次は令和3年4月使用分(5月請求)となります。



検針票の表示が変わりますのでご確認くだ令和3年4月使用分から各使用者に届けて さ い いる

変わ

検針

「水道使用水

のお知らせ」の

使用料(田口地区)・農業集落排水処理施設等使用料(名倉・津具地区)の徴収事務を統合します。 して1項目となります。

水道使用料との統合により、令和3年4月分使用分から翌月請求となります。

▼ 支払い方法が異なる利用者の方へ

令和3年4月からの徴収事務の統合に伴い、下記別表のとおり水道料金と農業集落排水処理施設 等使用料の支払い方法を統一する必要がありますので、支払い方法が異なる利用者の方は、事前に 変更手続きが必要となります。

支 払	方 法	
水道料金	農業集落排水処理施 設 等 使 用 料	手 続 き 内 容
		(同一の口座から引落しの方) 手続きは必要ありません。
口座振替	口座振替	(異なる口座から引落しの方) 水道料金を引落していた口座から、水道料金と農業 集落排水処理施設等使用料の両方を引落しいたしま す。※2
口 座 振 替	現 金 納 付	手続きは必要ありませんが、水道料金を引落していた口座から、水道料金と農業集落排水処理施設等使用料の合計額を引落しいたします。※2
現 金 納 付	口座振替	従来の口座から農業集落排水処理施設等使用料のみ を引き落とすことはできませんので、改めて口座振 替の手続きが必要です。※2

※2 該当する方は、事前に確認のための通知を送っています。

●令和3年4月1日から水道の休止・再開ができるようになりました

休止・再開する場合は、窓口または設楽町ホームページ掲載の申込書に必要事項を記入のうえ、 生活課までご提出ください。

なお、公共下水道・農業集落排水も同様となります。 不明な点は生活課までお問い合わせください。

